

民間木造賃貸住宅改修支援に関する耐震改修助成制度

民間木造賃貸住宅をお持ちで、民間木造賃貸住宅改修支援制度を利用する方が、同時に対象となる耐震改修を行う場合に対する助成制度です。

助成対象建築物

昭和56年5月31日以前に着工された建築物で、民間木造賃貸住宅改修支援制度を利用してバリアフリー化等の改修工事を行う民間木造賃貸住宅が対象となります。

耐震診断・耐震改修助成金の代理受領制度について

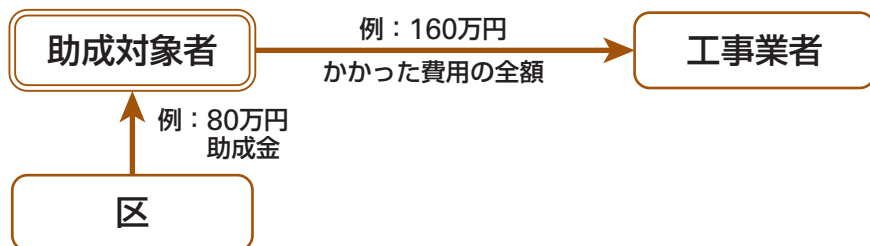
耐震診断や耐震改修にかかった費用を業者に支払う際に、かかった費用から助成金額を差し引いた残額を業者に支払う制度です。

助成金は区から直接業者へ支払うこととなりますので、かかった費用の全額を業者に支払うという経済的な負担がなくなります。

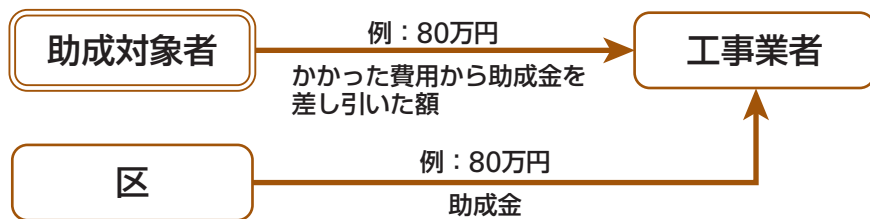
この制度を利用できる業者には制限がありますので、事前にお問い合わせください。

■代理受領制度の一例（耐震改修工事金額が160万円の場合の一例）

▶通常の助成金の流れ



▶代理受領制度を利用した場合の助成金の流れ



耐震改修工事のお手伝いをしています

墨田区耐震補強推進協議会

区内の建築関係の会社や工務店などの方々が、区だけではなく住民の立場からも耐震に取り組もうと「墨田区耐震補強推進協議会」を平成18年に設立しました。この協議会は町会・自治会の役員会に出席し、区の耐震助成事業の説明を行っています。

協議会の鳴海会長にインタビューしました

■昨年度はどのような活動をされましたか？

町会・自治会の役員会における建物の耐震化に関する啓発活動、すみだ耐震補強フォーラムの開催（9月と2月の2回）、（財）墨田まちづくり公社で毎月第4火曜日に行っている「住まい何でも相談処」の耐震の専門相談員を担当しました。

■今回の助成事業の拡充はどのように思われましたか？

福祉事業と耐震改修事業が連携し、助成率が見直されたことで工事費の負担が軽減されました。また、手続きも簡素化され利用しやすい制度になりました。

■区民の方々に一言お願いします。

我々の力で、地震を止めることはできませんが、地震に備える手助けはできます。いつ来るか分からない地震に対して「尊い命」と「かけがえのないもの」を失わないために、建物の耐震化による減災活動にご理解とご協力をお願いします。

墨田区耐震補強推進協議会事務局が移転しました

平成23年4月1日に墨田区耐震補強推進協議会の事務局を（財）墨田まちづくり公社から建築指導課（区役所9階）に移転しました。

【問合せ】☎5608-1338（建築指導課耐震化担当内）

耐震改修の助成額

	地区	助成率	限度額
簡易改修工事	全域	耐震改修費用の3分の2	45万円
耐震改修工事	緊急対応地区		100万円

民間木造賃貸住宅改修支援制度とは

区内にある民間木造賃貸住宅の空き住戸を区に登録する場合、その空き住戸や建物の共用部分のバリアフリー化と、屋根・外壁等のリフォームにかかる費用の一部を補助します。

民間木造賃貸住宅改修支援制度については、住宅課計画担当 ☎5608-6215へお問い合わせください。

木造住宅以外の耐震に関する助成制度

非木造建築物の耐震化促進制度

地震により、緊急輸送道路や避難路の沿道にある建築物が倒壊し道路をふさいでしまうと、避難や救援活動等に大きな支障を来すおそれがあります。

そのため、区では緊急輸送道路や避難路の沿道建築物の耐震化を促進しています。

■耐震相談（耐震化アドバイザーの派遣）

耐震の専門家を派遣し、耐震改修への進め方等のアドバイスを受けることができる制度です。

■耐震診断（耐震診断費用の助成）

昭和56年5月31日以前に着工された建築物を対象として、耐震診断を行う場合の経費の一部を助成する制度です。

■耐震改修（耐震改修費用の助成）

区の耐震診断助成制度により耐震診断を行った非木造建築物の所有者を対象として、耐震補強設計から耐震改修工事までを一連で行う場合の経費の一部を区が助成する制度です。

*補助の対象となる建物は緊急輸送道路や避難路の沿道にあることや一定以上の高さが必要になるなどの要件があります。

⑨耐震診断や耐震改修工事などに関連した悪質業者にご注意を

各家庭を訪問し「このままでは家が危ない」等といった不安をあおり、改修工事の契約を結ばせようとする業者がいます。「区の方から来た」等の紛らわしい言い方で耐震改修の勧誘を行う業者がいますので、注意をしてください。

耐震診断・耐震改修の問合せ

建築指導課耐震化担当（区役所9階）

☎ 5608-6269

☎ 5608-6409